

# 自動継続年金定期預金ナイスライフ規定

## 1. (預入対象者)

この預金の預入対象者は、公的年金（国民年金、厚生年金、船員年金、共済年金）の老齢年金・遺族年金・障害年金受給者の方及び当行への年金受取予約サービス申込の方並びに当行と取引が1か月以上の制度上公的年金受給資格のない65才以上の在日外国人の方とします。

## 2. (預入限度等)

この預金の預入店は、年金受給者の方は年金振込口座指定店、また在日外国人の方は1か月以上の取引のある取引店1店舗のみとし、50万円以上350万円以下（預入単位1円）でお預けいただくことができます。

## 3. (自動継続)

- (1) この預金は通帳記載の満期日に前回と同一の期間の年金定期預金ナイスライフに自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) ただし、上記1.の預入対象者資格を失われた場合は、通帳記載の満期日に前回と同一期間の自動継続自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。

## 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について通帳記載の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

A 6か月未満 ……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

ただし、預入日から解約日までの預入期間が6か月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間に応じた預入日における店頭表示利率に90%を乗じた利率は上回らないものとします。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行に提出してください。
- (3) この預金を預入日から1年経過後に一部解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当行に提出してください。

以 上